

さいたま市西区選挙管理委員会告示第 3 1 号

期日前投票所の開閉時刻の繰下げ又は繰上げの決定について

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される同法第 4 0 条第 1 項ただし書きの規定により期日前投票所を開く時刻を、次のとおり繰下げ、閉じる時刻を次のとおり繰上げる。

令和 7 年 7 月 3 日

さいたま市西区選挙管理委員会

委員長 見 村 吉 一

期日前投票所	繰下げる時間	期日前投票所を開く時刻
馬宮コミュニティセンター内	1 時間 3 0 分	午前 1 0 時
イオンモール与野内	2 時間 3 0 分	午前 1 1 時

期日前投票所	繰上げる時間	期日前投票所を閉じる時刻
馬宮コミュニティセンター内	2 時間	午後 6 時
イオンモール与野内	1 時間	午後 7 時

【告示期間】

令和 7 年 7 月 3 日から

令和 7 年 7 月 2 0 日まで